

報道関係者 各位

令和7年8月6日

【照会先】

新潟労働局 労働基準部 賃金室

室 長 金丸 浩也

室長補佐 金安 申一

TEL : 025-288-3504

令和7年度新潟県最低賃金の改正決定について — 新潟地方最低賃金審議会答申 —

新潟地方最低賃金審議会（会長 長谷川 雪子）は、本年7月2日、新潟労働局長（福岡 洋志）から「新潟県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、新潟県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきたが、8月6日に結論を取りまとめ、新潟労働局長に対し「時間額1,050円」とする旨の答申を行った。

この「時間額1,050円」は、現行の新潟県最低賃金（985円）を「65円」引き上げるものである。

新潟地方最低賃金審議会においては、8月4日、中央最低賃金審議会から示された目安（答申）を参考にしつつ、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、答申がまとめられたものである。

今後は、この答申の内容についての異議申出に関する諸手続を経て、新潟県最低賃金が改正されることとなる。

【参考：新潟県最低賃金額及び対前年度上昇率、上昇額】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最低賃金額	859円	890円	931円	985円	1,050円
対前年度上昇率	3.37%	3.61%	4.60%	5.80%	6.60%
対前年度上昇額	28円	31円	41円	54円	65円